

飯塚市児童クラブ等運営委託業務プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 業務名

飯塚市児童クラブ等運営委託

(2) 業務の目的

- ① 児童クラブにおいて、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校児童に対し、放課後に適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図るため。
- ② 児童センター及び児童館(以下「児童センター等」という。)の管理及び運営等の必要な業務を行う。

(3) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和 11 年 3 月 31 日まで

ただし、契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日までは業務の準備(引き継ぎ)期間とし、実際の業務開始日は令和 8 年 4 月 1 日からとする。

2 業務に要する費用(見積限度額)

(1) 業務委託料

[3年分計]	1,834,008,000 円
[1年目]	611,336,000 円
[2年目]	611,336,000 円
[3年目]	611,336,000 円

本事業における消費税及び地方消費税については、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)第 6 条により非課税として取り扱う。

3 参加資格

次の各号に掲げる資格要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 仕様書に定める業務を確実に遂行できる能力を有し適正な執行体制が整備されていること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 に規定する者に該当しないこと。
- (3) 国税、都道府県税及び市町村税に滞納がないこと。
- (4) 飯塚市有資格者名簿(以下「名簿」という。)に登載されているものにあっては、飯塚市指名競争入札参加者の指名停止措置要綱(平成 19 年飯塚市告示第 28 号)の規定に基づく指名停止期間中でないこと及び飯塚市競争入札参加者の指名保留基準の規定に基づく指名保留期間中でないこと。また、名簿登載者以外のものにあっては、当該要綱の別表各号に掲げる指名停止措置要件に該当していないこと。
- (5) 福岡県暴力団排除条例(平成 21 年福岡県条例第 59 号)に規定する暴力団または暴力団員等ではないこと。また、同条例「第四章暴力団員等に対する利益の供与の禁止等」の規定に該当しないこと。

- (6) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (7) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (8) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。

4 説明会

説明会は実施しない。

5 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

① 受付期限

「10 スケジュール」のとおりとする。

② 提出方法

質問票(様式 7)により、「14 担当部署」に記載のメールアドレス宛てに送信し、その旨を電話にて連絡のこと。電話及び直接来庁による質問には応じない。

(2) 質問に対する回答

「10 スケジュール」に記載する期日までに電子メールで回答し、その内容を後日市公式ホームページにも掲載する。

6 参加表明書等の提出

(1) 提出期限、部数

① 参加表明書(様式 1)

ア 提出期限 「10 スケジュール」のとおりとする。

イ 部数 1 部

② 企画提案書等

ア 提出期限 「10 スケジュール」のとおりとする。

イ 部数 下表のとおりとする。

No.	提出書類	提出部数	備考
1	企画提案書(様式 2)	13 部	「7 企画提案書(様式 2)作成上の留意事項」を参照
2	会社(団体)概要書(様式 3)	13 部	
3	業務実施体制(様式 4)	13 部	
4	業務実績調書(様式 5)	13 部	
5	役員等名簿及び照会承諾書(様式 6)	1 部	
6	登記事項証明書(履歴事項全部証明書) (写しても可)	1 部	提出日前 3 ヶ月以内 発行のもの

7	直近決算の財務諸表	1 部	
8	国税、県税及び市税の納税証明書。(滞納がないことを証明できるもの。写しでも可)	各 1 部	提出日前 3 ヶ月以内発行のもの
9	印鑑証明書(原本のみ)。	1 部	提出日前 3 ヶ月以内発行のもの
10	委任状(任意様式)	1 部	支店・営業所等を代理人とする場合のみ

※No.1～4 は、正本 1 部、副本 12 部とする。

正本にのみ参加希望者名(会社名)、代表者名を記載し、代表者印を押印すること。

公平な審査を行うため、副本には参加希望者名等(ロゴ等の参加希望者が特定される情報)の記載は一切行わないこと。

※名簿登載者はNo.5～9 の提出は不要。

(2) 提出方法

持参、書留郵便又はレターパック等によること。なお、持参する際は、事前に「14 担当部署」の連絡先へ開庁時間内(開庁日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分)に電話でその旨を伝え、飯塚市が指定する日時に持参すること。郵送の場合は、配達記録が残る方法で、提出期限までに到着するように送付すること。

(3) 様式の取得

市公式ホームページよりダウンロードすること。

なお、窓口、又は郵送等での交付は行わない。

(4) プロポーザル参加の辞退

参加表明書を提出した後にプロポーザルの参加を辞退する場合は、持参、書留郵便又はレターパック等にて辞退届(様式 8)を提出すること。

(5) 提出先・問合せ先

「14 担当部署」参照

7 企画提案書(様式 2)作成上の留意事項

- (1) 片面 30 頁(両面 15 頁)以内、10 ポイント以上、A4 サイズ、長辺綴じとする。ただし、図表等で必要な場合のみ A3 版を折り込んで作成しても差し支えない。表紙・目次は提案書のページには算入しない。
- (2) 表紙・目次・本編で構成し、わかりやすく平易な表現を用いること。なお、白黒・カラーいずれでも可とする。
- (3) 企画提案書は、下記の項目を盛り込み、「9 審査基準及び配点」の審査基準ごとに具体的な提案を行うこと。(記載順、項目名変更不可)
 - ① 業務実績
 - ・令和 7 年度に児童クラブを受託している自治体数を記載すること。また、同一自治体内で運営する児童クラブ数を記載すること。(児童クラブ数が最大の自治体のみ)
 - ・令和 7 年度に児童センター(館)を受託している自治体数を記載すること。また、同一自治体内で運営する児童センター(館)数を記載すること。(児童センター(館)数が最

大の自治体のみ)

※児童クラブ数については、長期休みのみ運営している施設も含めてよい。

- ② 運営計画・方針等について
 - ・運営計画・運営方針
 - ・事業実施スケジュール
- ③ 支援員（補助員含む）及び厚生員の配置について
 - ・人員配置
- ④ 事業の実施体制について
 - ・実施体制、連絡体制
 - ・児童クラブ支援員と児童センター（館）厚生員の業務内容
 - ・支援員等の資質向上に関する研修
 - ・虐待等の事案発生時における支援員等及び事業所へのバックアップ体制
- ⑤ 職員の確保について
 - ・支援員等の確保の方策
 - ・支援員等の採用試験内容
 - ・現在の支援員等の継続雇用や給与等の待遇面における考え方
- ⑥ 地域・関係機関等との連携について
 - ・地域、学校、行政及び関係機関との関わり方についての考え方
- ⑦ 児童の支援等について
 - ・発達段階や個性に応じた支援（日常活動・行事活動等）の考え方
 - ・発達障がい等の配慮が必要な児童への対応方法
 - ・児童の意見を尊重し、運営に反映する手立て
 - ・児童虐待と思われる事案発生時の対応内容
- ⑧ 安全対策・危機管理・情報管理について
 - ・地震、風水害、火災、不審者等の緊急事態発生時の安全管理マニュアル整備状況
 - ・避難訓練の実施計画及び実施内容
 - ・個人情報の管理方法、流出・紛失等の防止策
 - ・施設及び設備の安全性確保のための手順及び点検内容
- ⑨ 独創的な新しい提案
 - ・仕様書に定める業務以外で事業者独自の取組

8 審査方法

提案書類等の審査は、飯塚市児童クラブ等運営委託事業者審査委員会（以下「委員会」という。）において行う。

（1）第1次審査（書類審査）

- ① 参加希望者が5者以上となった場合は、審査の結果をもとに、4者程度を選定する。審査項目については「9 審査基準及び配点」の評価内容1～3の項目とする。得点の同じ者が2者以上ある場合には、評価内容1の得点が高い者を上位とする。
- ② 審査結果は、「10 スケジュール」の日時までに1次審査通過者のみに電話にて連絡の

うえ、後日参加希望者全員に書面により結果を通知する。

なお、参加希望者は1次審査の結果の理由について通知日の翌日から起算して7日以内(休日は含まない。)に書面により当該所管課へ説明を求めることができる。

③参加希望者が4者以下の場合、第1次審査を省略し第2次審査において書類審査を行う。

(2) 第2次審査(プレゼンテーション審査)

① 実施日は、「10 スケジュール」のとおりとする。(実施場所及び時間等の詳細は、電話及びメールにて連絡する。)

② プrezentationは、「9 審査基準及び配点」の評価内容4~10の項目により審査を行う。

③ プrezentationの時間は1者につき20分以内とし、15分程度の質疑応答時間を設ける。(提案書やプレゼンテーション審査中に社名を表明しないものとする。)

④ 参加人数は3名以内とする。

⑤ プrezentationにパソコン等の機器を使用する際は参加希望者が準備することとし、事前にその旨を伝えること。

なお、スクリーン、プロジェクターについては飯塚市が準備する。

⑥ プrezentation時に追加資料の提出は認めない。

(3) 2次審査(プレゼンテーション審査)手順

「9 審査基準及び配点」に基づき採点し、書類審査及びプレゼンテーション審査の総得点が最も高い者を受託候補者として決定する。

ただし、最高得点の参加希望者の合計点が満点の6割に満たない場合は選考対象とせず、再度公募する。

なお、最高得点同数が2者以上ある場合は、以下のとおりとする。

① 2次審査のみの得点が最も高い者を受託候補者とする。

② ①により得点同数がある場合は、当該得点同数者によるくじにて受託候補者を決定する。

(4) 第2次審査(プレゼンテーション審査)結果の通知

審査の結果については、2次審査の参加希望者に書面で通知を行う。

なお、参加希望者は第2次審査(プレゼンテーション審査)の結果の理由について通知日の翌日から起算して7日以内(休日は含まない。)に書面により当該所管課へ説明を求めることができる。

(5) 結果の公表

審査の結果については、審査終了後、以下の内容について市公式ホームページにて公表する。公表する内容は下記のとおりとする。

① 受託候補者の名称、所在地、総得点

② 受託候補者以外の総得点(社名等の名称の記載は「A社、B社」等として公表する。)

9 審査基準及び配点

		評価内容	配点
書類審査項目	1 業務実績	児童クラブ及び児童センター（館）の運営の実績があるか。	20
	2 運営計画・方針等について	具体的な運営計画・方針が定められており、その内容が児童クラブ及び児童センター（館）をより発展させるとともに、支援の向上が期待できる内容であるか。	10
	3 支援員（補助員含む）及び厚生員の配置について	当該事業の実施にあたり、支援員（補助員含む）及び厚生員が充分に確保され、配置される内容となっているか。	10
プレゼンテーション審査項目	4 事業の実施体制について	当該事業の実施にあたり包括的な運営体制及び連携体制が具体的に示されているか。	10
		支援員等に対して虐待防止など資質向上を目的とした研修を継続的に行い、事案が発生した際は支援員等及び事業所をバックアップする体制が整備されているか。	10
プレゼンテーション審査項目	5 職員の確保について	児童クラブ及び児童センター（館）の継続的・安定的な運営が可能な支援員等の仕様書に則した確保の方策や体制が具体的に示され、効果的な内容となっているか。	10
		保護者や児童に安心され信頼される支援員等を継続的に確保するための仕組み（採用方法等）が具体的に示され、効果的な内容となっているか。また、現在の支援員等の継続雇用や給与等の条件について具体的に示されているか。	10
プレゼンテーション審査項目	6 地域・関係機関等との連携について	地域、学校、行政及び関係機関との連携・協力の必要性について十分認識し、地域住民等との情報共有や良好な関係の構築が可能な提案がされているか。	5
		発達段階や個性に応じた支援（日常活動・行事活動等の）、考え方及び実施方法が具体的に示され、児童にとって適切な遊びや生活の場の提供が期待できるか。	10
プレゼンテーション審査項目	7 児童の支援等について	児童の意見を尊重し、運営に反映する手立てが具体的に示されているか。	10
		児童虐待についての知識を有し、常に児童を見守り、虐待等と思われる事案が発生した場合に迅速な対応やケアができる体制が構築されているか。	10
		地震、風水害、火災、不審者侵入等、緊急事態発生時の安全管理	10

機管理・情報管理について	理等対応マニュアルが整備されているか。また、避難訓練等について具体的に示され、効果的な内容になっているか。	
	個人情報の重要性を認識し、漏洩・紛失等を防止するための対策がされているか。	5
	施設及び設備の安全性確保のための手順や点検内容が明確に示されているか。	5
9 独創的な新しい提案	仕様書に定める業務以外に、事業者独自の効果的、魅力的な提案がなされ、かつ、実現可能、効果的なものとなっているか。	10
10 価格評価	提案された内容が適切に積算された見積金額となっているか。	5
合計		150

10 スケジュール

内 容	日 時
募集要領等の公表	令和7年10月17日(金)
質問受付期限	令和7年10月31日(金)午後5時15分
質問回答期限	令和7年11月7日(金)
参加表明書の提出期限 参加表明書(様式1)のみ提出	令和7年11月17日(月)午後5時15分
企画提案書の提出期限 参加表明書(様式1)以外提出	令和7年11月19日(水)午後5時15分
1次審査実施の有無連絡	令和7年11月20日(木)
1次審査(参加希望者5者以上の場合のみ)	令和7年11月21日(金)
1次審査結果通知(実施時のみ)	令和7年11月25日(火)
2次審査(プレゼンテーション審査)	令和7年12月2日(火)午後
2次審査(プレゼンテーション審査)の結果通知及び公表	令和7年12月4日(木)
契約締結	令和7年12月中旬

※日時は変更する場合がある。

11 失格事項

次のいずれかに該当する場合には当該参加者を失格とし、そのプロポーザル提案は無効とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合、または満たさなくなった場合
- (2) 要領に定められた提出方法、提出期限などに適合していない場合
- (3) 提出書類に虚偽の内容が記載された場合
- (4) 契約が締結できない又は締結の意思が認められない場合
- (5) 見積限度額を超える見積金額で提案された場合
- (6) 飯塚市指名競争入札参加者の指名停止要綱(平成19年告示第28号)の規定に該当する行為が認められた場合
- (7) 審査の公平性に影響を与える行為が認められた場合
- (8) プrezentationを正当な理由なく欠席した場合

12 契約の手続き

- (1) 契約締結に向け、飯塚市と受託候補者との間で企画提案書等の内容をもとに、具体的な協議を行うものとする。なお、協議にあたっては、仕様書等の内容の一部を修正する場合がある。この協議において、企画提案書に記載した提案内容について、業務受託候補者からの変更は原則認めない(ただし、飯塚市に不利にならない変更であって、プロポーザル方式審査の公平性、透明性及び競争性に影響を及ぼさないものは除く)。
- (2) 協議が整った場合は、受託候補者からあらためて見積書を徴収し、見積書を精査のうえ、随意契約による契約を締結するものとする。
- (3) 受託候補者が契約を辞退したとき、または参加資格要件を満たさなくなった場合においては、次席者と契約の手続きを進めるものとする。
- (4) その他、本書に定めのない事項は、地方自治法、同法施行令及び飯塚市契約規則などの関係規程の定めに従い処理するものとする。

13 その他留意事項

- (1) 提出された参加表明書及び提案書等は、一切返却しないものとする。
- (2) 参加表明書及び提案書等の提出後は、記載された内容の変更及び追加書類の提出は認めない。
- (3) 提出された参加表明書及び提案書等は最適任者を特定する以外には提出者に無断で使用しない。
- (4) 提出された参加表明書及び提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲内において複製することがある。
- (5) 提出された提案書等については、飯塚市情報公開条例第8条第1項第2号によるものを除き、原則公開とする。
- (6) 「8 審査方法」の(1)②の「なお、参加希望者は1次審査の結果の理由について通知日の翌日から起算して7日以内（休日は含まない。）に書面により当該所管課へ説明を求めることができる。」及び「8 審査方法」の(4)の「なお、参加希望者は2次審査（プレゼンテーション審査）の結果の理由について通知日の翌日から起算して7日以内（休日は含まない。）に書面により当該所管課へ説明を求めることができる。」を除き、審査の内容に関する問い合わせには一切回答しない。また、異議申し立てはできないものとする。
- (7) プロポーザルの参加、資料の作成、提出等に要する費用は参加者の負担とする。
- (8) 審査委員会の会議は非公開とする。

14 担当部署

飯塚市教育委員会 学校教育課 放課後児童係(担当：山野・下山)
〒820-8501 福岡県飯塚市新立岩5番5号
E-mail ed-kyouiku@city.iizuka.lg.jp
電話番号 0948-96-8503（直通）
FAX番号 0948-29-5440